

小牧市道路占用料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第49号

小牧市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(小牧市道路占用料条例の一部改正)

第1条 小牧市道路占用料条例（昭和39年小牧市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「1,100」を「950」に、「1,600」を「1,500」に、「2,200」を「2,000」に、「940」を「850」に、「1,500」を「1,400」に、「2,100」を「1,900」に、「94」を「85」に、「6」を「5」に、「920」を「830」に、「570」を「510」に、「1,900」を「1,700」に、「790」を「720」に、「2,300」を「2,400」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中「40」を「36」に、「57」を「51」に、「85」を「77」に、「110」を「100」に、「170」を「150」に、「230」を「200」に、「400」を「360」に、「570」を「510」に、「1,100」を「1,000」に改め、同表中

法第32条 第1項第3 号及び第4 号に掲げる 施設		占用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,900	
--	--	------------------------------	-------	--

を

法第32条 第1項第3 号に掲げる 施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第2条第 2項第5号 に規定する 自動運行装 置による検 知の対象と して設置す る導線その 他の線類	地下に 設ける もの	長さ1メ ートル1 年につき	5
			その他 のもの	長さ1メ ートル1 年につき	17

	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	850
		地下に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき	510
	その他のもの		占有面積1平方メートル1年につき	1,700
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占有面積1平方メートル1年につき	1,700

に

改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「1,100」を「1,200」に、「680」を「710」に、「1,900」を「1,700」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「23」を「24」に、「230」を「240」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「230」を「240」に、「2,300」を「2,400」に、「1,500」を「1,400」に、「23」を「24」に、「1,100」を「1,200」に改め、同表令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備の項中「1,900」を「1,700」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「230」を「240」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第

7号に掲げる施設の項中「190」を「170」に改める。

(小牧市都市公園条例の一部改正)

第2条 小牧市都市公園条例(昭和50年小牧市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第3都市公園を占用する場合の項中

「

1本1年につき	1,100
---------	-------

」を

「

1本1年につき	950
---------	-----

」に、「1,600」を

「1,500」に、「2,200」を「2,000」に、「940」を「850」に、「1,500」を「1,400」に、「2,100」を「1,900」に、「

94

」を「

85

」に、「1,900」を「1,700」に、「

40

」を「

36

」に、「

57

」を「

51

」に、「85」を「77」に、「110」を「100」に、「170」を「150」に、

「

長さ1メートル1年につき	230
--------------	-----

」を

「

長さ1メートル1年につき	200
--------------	-----

」に、「400」を「360」

に、「570」を「510」に、

「

長さ1メートル1年につき	1,100
--------------	-------

」を

「

長さ1メートル1年につき	1,000
--------------	-------

」に、

「

使用面積1平方メートル1月につき	230
------------------	-----

」を

「

使用面積1平方メートル1月につき	240
------------------	-----

」に改める。

(小牧市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第3条 小牧市公共用物の管理に関する条例(昭和50年小牧市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1電柱、電話柱その他これらに類するものの設置の項中「1,100」を「950」に、「1,600」を「1,500」に、「2,200」を「2,000」に、「940」を「850」に、「1,500」を「1,400」に、「2,100」を「1,900」に、「

」を「

」に改め、同表水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの設置の項中「

」を「

」に、「

」を「

」に、「85」を「77」に、「110」を「100」に、「170」を「150」に、「230」を「200」に、「400」を「360」に、「570」を「510」に、「1,100」を「1,000」に改め、同表工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設又は土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場の設置の項中「230」を「240」に改め、同表農地又は採草放牧地としての使用の項及びその他の目的による使用の項中「1,900」を「1,700」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。